

業務委託単価基本契約書（案）

- 1 業務名 特別措置病室の準備、清掃及び放射線管理業務
- 2 契約単価 (1) 通常時：1日目作業＋2日目作業
円／1式（消費税及び地方消費税を含まない）
(2) 退院延長時：2日目作業（退院延長による追加費用）
円／1式（消費税及び地方消費税を含まない）
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約保証金

上記について、愛媛県立中央病院（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により特別措置病室の準備、清掃及び放射線管理業務委託に関する契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、甲の特別措置病室の準備、清掃及び放射線管理業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（処理の方法）

第2条 乙は、別添の委託仕様書により委託業務を処理しなければならない。

（調査等）

第3条 甲は、この委託業務の処理状況について随時に調査し、必要な報告を乙に求めること及び業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務内容の変更）

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部または一部を変更することができる。この場合において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（報告調査等）

第5条 乙は、委託業務の処理が完了したときは、報告書を作成し甲に提出しなければならない。

2. 甲は、前項の提出があった場合は、速やかに確認を行うものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲に対して頭書2に定める委託料に基づきその実績分の支払いを請求することができる。委託料の請求は四半期ごとの年4回とし、各四半期分をまとめて請求するものとする。

2. 請求金額は、契約単価に実施回数に乗じた金額の合計額に、消費税及び地方消費税を加算した金額（円未満切捨て）とする。

3. 甲は、前項の請求書受理後、30日以内に乙の指定する銀行へ振込により支払うものとする。

4 甲は、請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙からは是正した請求書を受領する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(代理受領の禁止)

第8条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号）の規定に基づき企業出納員が出納取扱金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(負担区分)

第11条 委託業務の実施に必要な材料及び消耗部品は、乙の負担とする。

(委託仕様書等不適當の修正業務)

第12条 甲は、委託期間中に乙の行う委託業務が乙の責めに帰すべき事由により別紙委託仕様書の定めるところに適合しないと認めるときは、これに適合するように乙に指示し、乙は、甲の指示に応じなければならない。ただし、この場合、乙は、委託料を増額し、または履行期限を延長することなく、甲の指示に応じなければならない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- (9) 第18条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(期限の利益の喪失)

第14条 甲および乙は、前条各号の何れかに該当したときには、相手方に対して負担する一切の金銭的債務につき期限の利益を喪失し、直ちにこれを全額現金にて弁済するものとする。この場合、甲および乙は、相手方に対して負担している金銭的債務と相手方に対して有する金銭的債権とを、対当額をもって相殺することができる。

(違約金)

第15条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第17条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第18条 乙は、委託業務の履行に関し、甲に損害を与えたときは賠償しなければならない。

2. 請求原因の如何にかかわらず、乙が甲に対して負う損害賠償責任は、現実が発生した通常かつ直接の損害の賠償に限定され、その額は契約金額を限度とする。

3. 乙は、請求原因の如何を問わずいかなる場合においても、甲に生じた逸失利益、乙の予見の有無を問わず特別の事情により生じた損害、第三者からの損害賠償請求等に基づき甲に生じた損害、その他一切の間接的、派生的損害についてはその責任を負わない。

(契約内容の変更)

第19条 甲及び乙は、必要がある場合は甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(不可抗力)

第20条 天変地異その他各当事者の責に帰し得ない理由により、この契約の全部または一部において生じた危険については、その都度甲および乙は誠意をもって協議の上処理する。また、天変地異その他各当事者の責に帰し得ない理由により、甲または乙がその業務を遂行できない事態が生じたときは、相手方と協議の上、本契約の全部または一部を解除し、もしくは変更することができるものとする。

(契約外の事項)

第21条 この契約について疑義を生じたとき、または前各条に定めのない事項については、その都度甲乙双方協議のうえ定めるものとする。

本契約の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院
院長 中西 徳彦 印

(乙)

印